

(別添1)

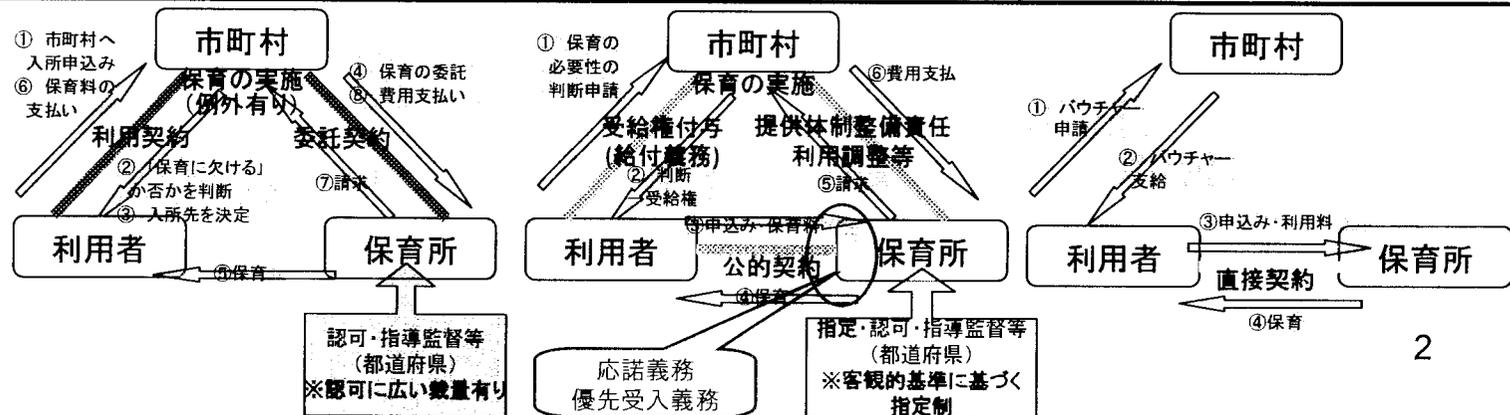
今後の保育制度の姿(案) (事務局の整理による考え方の比較表)〈概要〉

| | |
|--------------------------|-----|
| 第21回社会保障審議会 少子化対策特別部会 | 資料3 |
| 平成20年12月16日 | |

※関係者の多様な考え方の中から典型的なものを事務局において整理したもの。

| | 現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案) | 新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案) | 市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式 |
|---------------------------------------|---|--|--|
| 保育制度のあり方に関する基本的考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 量の拡充や、多様なニーズへの対応が進まないのは、制度的問題ではなく、財源が不十分であるため。 ○ 財源確保とともに、運用改善を行うべき(現行制度を基本的に維持)。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 量の拡充や、多様なニーズへの対応が進まないのは、財源が不十分であるだけでなく、制度に起因する問題もある。 ○ 財源確保とともに、現行制度について必要な改革を行うべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 量の拡充や、多様なニーズへの対応は、市場原理に委ねることにより達成されるべき。(価格を通じた需給調整に委ねる) |
| <p>1 保育の必要性等の判断</p> <p>(1) 基本的仕組み</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が、 <ul style="list-style-type: none"> ① 保育の必要性・量 ② (需要が供給を上回る場合)利用希望者間の優先度 ③ 受入先保育所の決定 を一体として判断。 ※ 受入先保育所が足りない場合は、<u>保育の必要性・量について、独立した判断はなされず</u> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が、 <ul style="list-style-type: none"> ① 保育の必要性・量 ② 優先的に利用確保されるべき子ども(母子家庭、虐待等)かどうか を判断。 ※ 保育の必要性・量について、受入先保育所の決定とは独立して判断を実施。 → 客観的に必要性が判断された者に対する例外ない受給権付与により、需要も明確化。 ※ 保育所に<u>応諾義務(正当な理由なく拒んではならない)</u>と、優先的に利用確保されるべき子どもの優先受入義務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い確認の下に<u>バウチャー額を決定</u>。 ○ 利用確保されにくい者には、<u>バウチャー額を上乗せ</u>。 |
| (2)判断基準の設定 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 給付対象範囲(短時間就労者、求職者等)、優先的に利用確保すべき子ども(母子家庭・虐待事例等)の基本的事項については国が基準を設定。(その上で、<u>地域の実情に応じた基準の設定を可能に(人口減少地域での子ども集団の保障、きめ細かな判断基準等)</u>) | | <ul style="list-style-type: none"> ○ すべての子育て家庭を対象。 (既存の財源を、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い区分により、均等にバウチャー等で配分。) |
| (3)判断基準の内容(給付対象範囲) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 就労を理由とするものについては、以下のとおり整理。 <ul style="list-style-type: none"> ・短時間就労者に対しても就労量に応じた必要量を判断。 ・昼間の保育を基本としつつ、早朝・夜間など時間帯にかかわらず必要量を判断。 ・求職者に対しても必要性を認める。 ○ 就労以外の事由(同居親族の介護、保護者の疾病・障害等、虐待事例等)についても保障。 ○ 同居親族の有無を問わず必要性を認める。 ○ 専業主婦家庭に対しても一定量の一時預かりを保障。 | | |

| | 現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案) | 新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案) | 市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式 |
|---|---|--|--|
| 2 保育の提供の 仕組み (1)利用保障の 基本的仕組み (2) 利用方式 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行制度維持(市町村による「<u>保育の実施義務</u>」の履行を通じた保障) ○ 現行の「<u>保育の実施義務</u>」に関する例外規定(付近に保育所がない等やむを得ない場合は、その他適切な措置で足りる)については、<u>より厳格な運用を行うよう市町村に周知徹底</u>。 ※ 過去、市町村の事業で同化・定着したものは、一般財源化される傾向 ○ 市町村-利用者、市町村-保育所との間に<u>契約関係があり、利用者と保育所の間には利用契約なし</u>) 【現行制度維持】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 客観的に必要性が判断された者に、<u>受給権を例外なく付与</u>。 ○ 市町村に保育の費用の給付義務や、地域の提供基盤の整備計画等を通じた提供体制整備責任や利用支援(利用調整等)からなる実施責任を課す。 ○ 市町村-利用者、市町村-保育所との関係・適切な関与に加え、<u>利用者が保育所と受給権に基づく公的契約を結び、より向合う関係に</u>。【新たな三者関係】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人に一定額のバウチャーの受給権を付与。【バウチャー制】 ○ 利用者が、一定額のバウチャーに自己負担を上乘せし、市中の事業者と直接契約。【市場原理の直接契約】 |
| 3 参入の仕組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 将来の児童数減少等を勘案し、<u>裁量性ある現行の都道府県の認可制度を存置</u>(待機児童がいても認可拒否が可能) 【現行制度維持】 ○ 施設整備費や運営費の国庫負担引上げ等で参入を期待。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 客観的基準を満たす事業者は、<u>給付対象とする仕組みとする</u>。【客観的基準による指定制】 ※ 施設整備費(減価償却費)については、運営費に相当額を上乘せを検討。 ※ 突然の撤退等により子どもの保育の確保が困難とならないような措置(指定の際の基準のあり方、公的関与のあり方、事業者に対する監査のあり方等)について、さらに検討。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 幅広く利用者が選択した事業者のサービスにバウチャーの充当を可能とする。(市町村と保育所の間には 給付等に関する関係性なし) 【自由市場】 |
| 4 最低基準 | ○ 客観的基準を満たす事業者を給付対象とし、保育の質を確保。 | | ○ 幅広く利用者が選択した事業者のサービスにバウチャーを充当。 |



| | 現行制度維持 （「運用改善+財源確保」案） | 新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等+財源確保」案） | 市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式 |
|------------------|---|--|---|
| 5 費用設定 | ○ 所得にかかわらず一定の質の保育を保障するため、保育の価格（公費による補助額+利用者負担額）を公定。【公定価格】 | | ○ 事業者が自由に価格を設定。 |
| 6 給付方法 （補助方式） | ○ 現行制度を維持。 （市町村が保育所に月単位で運営費を支払い、市町村が利用者から保育料徴収。） | ○ 市町村が利用者に対する給付義務を負うが、実務上は市町村が保育所に対して支払い（代理受領）。利用量（必要量）に応じた単価設定を基本としつつ、安定的運営に配慮。 ○ 保育料徴収は、保育所が行うことを基本としつつ、未納があっても子どもの保育が確保されるよう、また、事業者への影響に配慮した方策（市町村の関与等）をさらに検討。 | ○ 市町村が利用者へバウチャーを支給（直接補助）。 ○ 利用者が、一定額のバウチャーに自己負担を上乗せし、市中の事業者に支払い。 |
| 7 認可保育所の質の向上 | ○ 子どもの最善の利益を保障し、子どもの健やかな育ちを支援するため、保育を直接受ける子どもの視点をいかに担保できるかという視点に立って、保育の質の維持・向上を図っていくことが必要。 その上で、保育の質を考える上では、子どもとともに親が成長することの支援、子どもと親が地域社会とのつながりを強める場としての機能、保護者と保育所がともに子どものことを考える環境、保護者の満足感等の視点も重要。 ○ 認可保育所は、保育を必要とする子どもの健やかな育ちを支援する場の要であり、今後とも、その「質」を確保しながら「量」の拡充を図っていくことが必要。 ○ 親支援の必要性、障害児の受け入れの増加、一人親家庭の増加等、家庭環境の変化等に伴って保育所に求められる役割や、専門性の高まり等に対応した保育の質の向上（職員配置、保育士の処遇、専門性の確保等）について、財源確保と併せさらに検討。 ○ 施設長や保育士に対する研修の制度的保障の強化や、実務経験と研修受講を通じてステップアップが図れる仕組み（専門性ある保育士や、現場の保育士を指導助言する役割など）について、また、研修の受講を可能とするためにも配置基準の見直しについて、財源確保と併せさらに検討。 ○ さらに、実務経験と研修受講を通じステップアップした者の配置に関しては、給付において評価する等により、処遇改善を併せて進めていくことについて、財源確保と併せさらに検討。 | | ○ 競争（市場において選択されない事業者の撤退）により、質の確保を図る。 |
| 8 認可外保育施設の質の引上げ | ○ 最低基準を満たした施設を給付対象とすることを基本。 ○ 認可外保育施設に対しては、指導強化により対応すべき。 | ○ 認可外保育施設を現に利用している子どもを含め、すべての子どもに健やかな育ちを保障する観点から、最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して、一定期間の経過的な財政支援が必要。 | ○ 認可・認可外を問わず、バウチャーを充当可。 |
| 9 地域の保育機能の維持・向上 | ○ 小規模サービス類型の創設、多機能型の支援などによる地域の核としての役割を支援。 ○ 人口減少地域の実情に応じ、保育所が担ってきた機能のあり方について、認定こども園の活用も含め、さらに検討。 | | ○ 需要に見合った最適なサービス提供が市場を通じてなされることに期待 ³ |

(別添1)

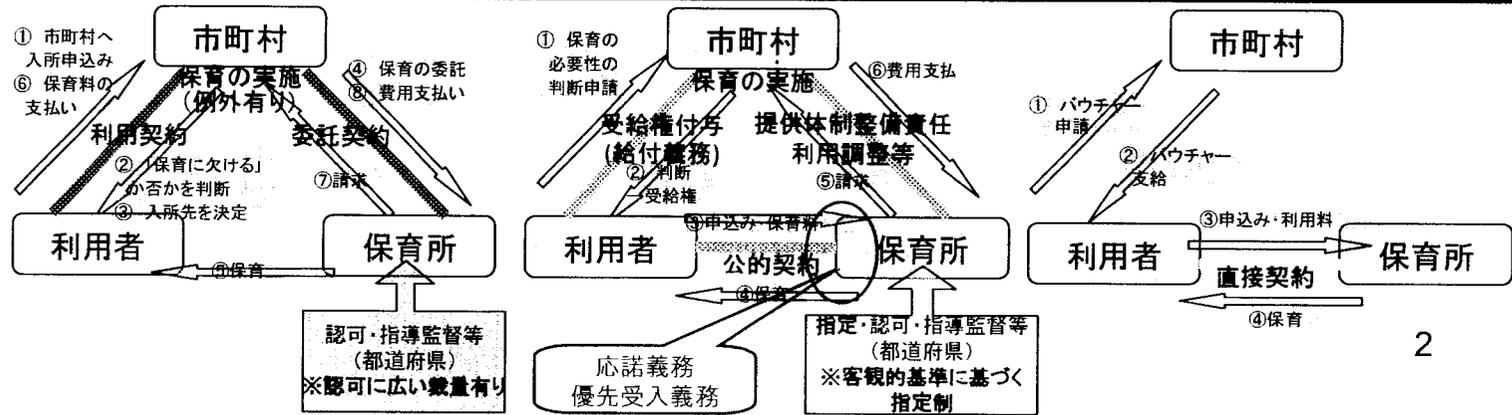
今後の保育制度の姿(案) (事務局の整理による考え方の比較表)〈概要〉

| | |
|--------------------------|-----|
| 第21回社会保障審議会 少子化対策特別部会 | 資料3 |
| 平成20年12月16日 | |

※関係者の多様な考え方の中から典型的なものを事務局において整理したもの。

| | 現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案) | 新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案) | 市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式 |
|-------------------------|---|--|--|
| 保育制度のあり方に関する基本的考え方 | <ul style="list-style-type: none"> 量の拡充や、多様なニーズへの対応が進まないのは、制度的問題ではなく、財源が不十分であるため。 財源確保とともに、運用改善を行うべき(現行制度を基本的に維持)。 | <ul style="list-style-type: none"> 量の拡充や、多様なニーズへの対応が進まないのは、財源が不十分であるだけでなく、制度に起因する問題もある。 財源確保とともに、現行制度について必要な改革を行うべき。 | <ul style="list-style-type: none"> 量の拡充や、多様なニーズへの対応は、市場原理に委ねることにより達成されるべき。(価格を通じた需給調整に委ねる) |
| 1 保育の必要性等の判断 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村が、 <ul style="list-style-type: none"> ① 保育の必要性・量 ② (需要が供給を上回る場合)利用希望者間の優先度 ③ 受入先保育所の決定 を一体として判断。 ※ 受入先保育所が足りない場合は、<u>保育の必要性・量について、独立した判断はなされず</u> | <ul style="list-style-type: none"> 市町村が、 <ul style="list-style-type: none"> ① 保育の必要性・量 ② 優先的に利用確保されるべき子ども(母子家庭、虐待等)かどうか を判断。 ※ 保育の必要性・量について、受入先保育所の決定とは独立して判断を実施。 → 客観的に必要性が判断された者に対する例外ない受給権付与により、需要も明確化。 ※ 保育所に<u>応諾義務(正当な理由なく拒んではならない)</u>と、優先的に利用確保されるべき子どもの優先受入義務 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村が、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い確認の下に<u>バウチャー額を決定</u>。 ○ 利用確保されにくい者には、<u>バウチャー額を上乘せ</u>。 |
| (1) 基本的仕組 | | | |
| (2) 判断基準の設定 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 給付対象範囲(短時間就労者、求職者等)、優先的に利用確保すべき子ども(母子家庭・虐待事例等)の基本的事項については国が基準を設定。(その上で、<u>地域の実情に応じた基準の設定を可能に(人口減少地域での子ども集団の保障、きめ細かな判断基準等)</u>) | | <ul style="list-style-type: none"> ○ すべての子育て家庭を対象。 (既存の財源を、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い区分により、均等にバウチャー等で配分。) |
| (3) 判断基準の内容 (給付対象範囲) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 就労を理由とするものについては、以下のとおり整理。 <ul style="list-style-type: none"> ・短時間就労者に対しても就労量に応じた必要量を判断。 ・昼間の保育を基本としつつ、<u>早朝・夜間</u>など時間帯にかかわらず必要量を判断。 ・<u>求職者</u>に対しても必要性を認める。 ○ 就労以外の事由(同居親族の介護、保護者の疾病・障害等、虐待事例等)についても保障。 ○ <u>同居親族の有無を問わず</u>必要性を認める。 ○ <u>専業主婦家庭</u>に対しても一定量の一時預かりを保障。 | | |

| | 現行制度維持 （「運用改善+財源確保」案） | 新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等+財源確保」案） | 市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式 |
|---|---|--|--|
| 2 保育の提供の仕組み (1)利用保障の基本的仕組み (2) 利用方式 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行制度維持(市町村による「保育の実施義務」の履行を通じた保障) ○ 現行の「<u>保育の実施義務</u>」に関する例外規定（付近に保育所がない等やむを得ない場合は、その他適切な措置で足りる）については、<u>より厳格な運用を行うよう市町村に周知徹底</u>。 ※ 過去、市町村の事業で同化・定着したものは、一般財源化される傾向 ○ 市町村-利用者、市町村-保育所の間に<u>契約関係があり、利用者と保育所の間には利用契約なし</u>）【現行制度維持】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>客観的に必要性が判断された者に、受給権を例外なく付与</u>。 ○ 市町村に保育の費用の給付義務や、地域の提供基盤の整備計画等を通じた提供体制整備責任や利用支援（利用調整等）からなる<u>実施責任</u>を課す。 ○ 市町村-利用者、市町村-保育所の間の<u>関係・適切な関与に加え、利用者が保育所と受給権に基づく公的契約を結び、より向合う関係に</u>。【新たな三者関係】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人に<u>一定額のバウチャーの受給権を付与</u>。【バウチャー制】 ○ 利用者が、一定額のバウチャーに自己負担を上乘せし、市中の事業者と<u>直接契約</u>。【市場原理の直接契約】 |
| 3 参入の仕組み | <ul style="list-style-type: none"> ○ 将来の児童数減少等を勘案し、<u>裁量性ある現行の都道府県の認可制度を存置</u>（待機児童がいても認可拒否が可能）【現行制度維持】 ○ 施設整備費や運営費の国庫負担引上げ等で参入を期待。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>客観的基準を満たす事業者は、給付対象とする仕組みとする</u>。【客観的基準による指定制】 ※ 施設整備費(減価償却費)については、運営費に相当額を上乘せを検討。 ※ 突然の撤退等により子どもの保育の確保が困難とならないような措置（指定の際の基準のあり方、公的関与のあり方、事業者に対する監査のあり方等）について、さらに検討。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 幅広く利用者が選択した事業者のサービスにバウチャーの充当を可能とする。(市町村と保育所の間には 給付等に関する関係性なし) 【自由市場】 |
| 4 最低基準 | ○ 客観的基準を満たす事業者を給付対象とし、保育の質を確保。 | | ○ 幅広く利用者が選択した事業者のサービスにバウチャーを充当。 |



| | 現行制度維持 （「運用改善+財源確保」案） | 新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等+財源確保」案） | 市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式 |
|-------------------------|---|--|---|
| 5 費用設定 | ○ 所得にかかわらず一定の質の保育を保障するため、保育の価格（公費による補助額+利用者負担額）を公定。【公定価格】 | | ○ 事業者が自由に価格を設定。 |
| 6 給付方法 （補助方式） | ○ 現行制度を維持。 （市町村が保育所に月単位で運営費を支払い、市町村が利用者から保育料徴収。） | ○ 市町村が利用者に対する給付義務を負うが、実務上は市町村が保育所に対して支払い（代理受領）。利用量（必要量）に応じた単価設定を基本としつつ、安定的運営に配慮。 ○ 保育料徴収は、保育所が行うことを基本としつつ、未納があっても子どもの保育が確保されるよう、また、事業者への影響に配慮した方策（市町村の関与等）をさらに検討。 | ○ 市町村が利用者へバウチャーを支給（直接補助）。 ○ 利用者が、一定額のバウチャーに自己負担を上乗せし、市中の事業者を支払い。 |
| 7 認可保育所の 質の向上 | ○ 子どもの最善の利益を保障し、子どもの健やかな育ちを支援するため、保育を直接受ける子どもの視点をいかに担保できるかという視点に立って、保育の質の維持・向上を図っていくことが必要。 その上で、保育の質を考える上では、子どもとともに親が成長することの支援、子どもと親が地域社会とのつながりを強める場としての機能、保護者と保育所がともに子どものことを考える環境、保護者の満足感等の視点も重要。 ○ 認可保育所は、保育を必要とする子どもの健やかな育ちを支援する場の要であり、今後とも、その「質」を確保しながら「量」の拡充を図っていくことが必要。 ○ 親支援の必要性、障害児の受け入れの増加、一人親家庭の増加等、家庭環境の変化等に伴って保育所に求められる役割や、専門性の高まり等に対応した保育の質の向上（職員配置、保育士の処遇、専門性の確保等）について、財源確保と併せさらに検討。 ○ 施設長や保育士に対する研修の制度的保障の強化や、実務経験と研修受講を通じてステップアップが図れる仕組み（専門性ある保育士や、現場の保育士を指導助言する役割など）について、また、研修の受講を可能とするためにも配置基準の見直しについて、財源確保と併せさらに検討。 ○ さらに、実務経験と研修受講を通じステップアップした者の配置に関しては、給付において評価する等により、処遇改善を併せて進めていくことについて、財源確保と併せさらに検討。 | | ○ 競争（市場において選択されない事業者の撤退）により、質の確保を図る。 |
| 8 認可外保育 施設の質の 引上げ | ○ 最低基準を満たした施設を給付対象とすることを基本。 ○ 認可外保育施設に対しては、指導強化により対応すべき。 | ○ 認可外保育施設を現に利用している子どもを含め、すべての子どもに健やかな育ちを保障する観点から、最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して、一定期間の経過的な財政支援が必要。 | ○ 認可・認可外を問わず、バウチャーを充当可。 |
| 9 地域の保育 機能の維持・ 向上 | ○ 小規模サービス類型の創設、多機能型の支援などによる地域の核としての役割を支援。 ○ 人口減少地域の実情に応じ、保育所が担ってきた機能のあり方について、認定こども園の活用も含め、さらに検討。 | | ○ 需要に見合った最適なサービス提供が市場を通じてなされることに期待 ³ |